

6-6
495

大学管理法案要綱草案に対する意見

第一章 総則

第一 (この法律の目的)

- い この法律制定の理念的目的 (例えは大学の自治を確保し、民意を反映せしめ、大学の目的達成のため、) を入れること。
- ロ 名称を「国立大学管理法」と改める。

第二章 国立大学審議会

第三 (設置)

- い 大学の行政を実質的に大々の教授会が行うのは大学の自治を確保するものとしてあり得るが、その兼任は予算及一定額が大学行政機関の意見と関係係に因りて決定され、これは大学の自治に準ずる幻想に過ぎない。国会に押し通すか、働かせること、出来る中、大蔵省が必らずあり、国会の公選による大蔵省の委員を設け、行政機関とすることと規定すべきである。

春山 93

第三 (委員)

(一) 学長の互選する者について

- (1) 地区制を考慮して各地区毎に一人づつ出さうにすること。

- a. 大地区とする。
- b. 七地区とする。
- c. 八地区とする。

- d. 学長互選にすつて代表し得ない地区について、学識経験者によつて補う等々の運用によりて全国七地区の教員を記入する。

(四) 大入とあるのを次のように改める。

- a. 四人とする。
- b. 五人とする。
- c. 九人とする。

- d. 大学の民主的管理運営の問題と大学の自治の確立の問題との両者をわけて国社会の実情に即して補正させるため、会委員の半数は国立大学長から互選する。

い) その他

ア、地区別よりは大分種別を考慮した方がよい。
イ、委員会の権能上地方の人は望ましくない。

(二) 日本学術会議推薦の者について

(1) 地区別を考慮して各地区から一人づつ、あるようにすること。

イ、七地区とする。

ロ、五地区とする。

(2) 各部門別一人づつ、推薦するようになすこと。

イ、日本学術会議の会員選挙有資格者の選挙による者四人とする。

ロ、四人とありのを次のように改める。

ア、会の性質上、アフチブインパスターとしてみれば使命が大切

であり四人では大学行政に関係するウエイトが大きすぎるから

(3)

二人とする。

イ、三人とする。

ロ、五人とする。

(三) 全国大学教授連合の推薦した者について

(1) 制度の上からも完全な組織体になつてなく、性格が不明で私利の

(4)

団体である等から見ても削除するのが適当である。

(2) 八地区に分け、地区毎に国立大学教授の互選した者とする。

イ、新制大学教授を全部含めること。

ロ、全国国立大学教授(連合)のうちから推薦した者とし、人員について

は次のように改める。

イ、八人とする。

ロ、六人とする。

ハ、五人とする。

ニ、四人とする。

ホ、三人とする。

(ホ) 日本教職員組合の推薦した者三人と改める。

(イ) 大学基準協会から大学基準のエキスパートを入れる。

(ロ) 全国立大学教授、助教授及び専任講師のうちから選出したものと

し、次のような方法をとる。

九、七地区とし、各地区より一各つ、選出する。
各地区は期として、専門分野の均衡を加味する。

十、教養のうちからの選出とし、地域毎に一人づつ、六人とする。

四、全国国立大学協会の推薦した者三人とする。

四、学識経験者について

(1) 十人とする力を次のように改める。

九、九人とする。

八、八人とする。

七、七人とする。

六、五人とする。

(2) 三人は地方のものから選ぶこと。

(3) 単に「教育に關し学識経験ある者」より更に範圍を広くし文化人の参予し得る如くすること。

(4) 所議院の議員のうちから互選した者十人と改める。

(5)

(五) 其の他

(1) 委員には可及的多くの民間人を入れ特にその中に相当数の私立大学関係者を加える。

(6)

(2) 現取者を今少し多くすること。

(3) 委員は全国公選とすべきである。

(4) 委員の半数とともその半数は公選とする。

(5) 各号の他に取組の代表者を加える。

第四(委員の任期)

(一) 交替制をとり次のような方法を適當とする。

(1) 任期は四年又は六年とし、二年又は三年毎に半数交替する。

(2) 任期を五年とし、三名づつ、毎年交替する。

(3) 任期を四年とし半数交替とする。

(二) 常に審議会の空氣新鮮性を確保するため任期は二年加ふ。

第六(委員の解任)

(一) 委員として必要な資格性を欠くに至つたと認められる場合

用されし慣わしを削除する。

- (二) 第一項の「議を経なければし」を「議に基かなければし」と改める。
- (三) 送付書体より解任の要求があった場合、文部大臣は、国立大学審議会合の議を経て解任することと改めて規定すること。

第七 (権限)

- (一) 第四号の学長の任免はついで国立大学審議会の承認を得なければならぬとするのは不適当であるから削除する。
- (二) 第八号の国立大学に関する重要事項というものは限界が不明で、選挙上支障があるから削除する。或いは国立大学全般に通ずる事項に限る趣旨を明記すること。
- (三) 各号を添人である「決定」の字句はついで、審議会で決定することと、是處を欠く嫌ひがあるから削除する。
- (四) 第五号「都府長」の上は「学長」を加える。
- (五) 第五号中に「休職」の字句を挿入する。

(7)

(六) 第三号「研究所」の下に「附屬学校」を加える。

第八 (合議の招集)

- (一) 定例会は一年四回開くことと改める。

(8)

第九 (議事)

- (一) 合議は原則として公開しすることと加える。
- (二) 学長の任免の場合、委員の三分の二以上出席を必要とし、議事は出席委員の三分の二以上賛成を以て決する旨の規定を加える。

(第十号、第五号)

第十 (委員の報酬及び費用弁償)

- (一) 第二項を削除する。
- (二) 第二項に「ついで、委員ははたし私務に對し報酬を支給しない」と改める。

第十一 (庶務)

- (一) 文部省の所管とするに大體審議会の大学行政に對する干渉を行う余地を残すことになり、従前の事務局を改めること。

- 四 文部省の所管とし一課を設けること。
 - 五 事務局には委員の他に書記長その他必要補助事務員をおくこと。
- 第三章 第一節 商議會
- 全般的意見

- 一 商議員は広く各界から公正な方法により代表的な人物を選出するもの。
- 二 明らかな規定を設けること。
- 三 商議會の議決した事項につき評議會はその趣旨と著しく異つた決定をなしたときは、商議會は文部大臣に異議を申立てること加ひ、異議申立ての裁定はあらかじめ国立大学協議会の承認を得なければならぬとする規定を加える。
- 四 商議會は現段階ではその必要を認めない。
- 五 原則として不要、若し設けるとすれば全学協議会に地方民の選挙した委員若干名で構成。

第十三 (設置)

- 一 協議会と改める。

第十四 (商議員)

- 一 商議員の員数を小規模の大学においては事情により大人数でなし得ること。
- 二 商議員中、学内の者が総数の三分の一以内では外部の者のウエイトが重なる。二分の一が適当である。
- 三 学長を商議會の構成員としないこと。
- 四 助教授、講師を商議員としないこと。
- 五 「議を結ぶ」とあるのを「議を基き」と改める。
- 六 第三号に「学部長、図書館長、附置研究所の長」を加え、それぞれ責任者を各会務に別せしめるようにすること。
- 七 第二項の「文部大臣が任命する」として「これを以て組織すること」に改める。
- 八 商議員の選出は大学外部の者が多量に失する。商議會の性質より、これ、外部の意向を反映するべき日当然であるが、及西外部勢力の意向が不足に強く表はれる虞に運用上注意を要する。

の制限は削除し、各大学の地方の事情に依り自由に定め可きである。

第十五 (商議員の任期)

(一) 商議會運用の円滑適正を期するため、商議員の任期を一年とする。

(二) 任期規定はそのまゝとする。

(三) 最高四年とする。

(四) 再任規定は削り、任期を二年とする。

(五) 第一号の委員の任期を四年、第二号の委員の任期は二年とし、それ
これ二年又は一年毎に半数づつ交替するものとする。

第十六 (会長)

(一) 商議會の会長は学長とする。

(二) 会長は商議會の構成員である場合。

第十七 (商議會の審議すべき事項)

(一) 「意見を聞かなければならぬ」と「意見を徴しなればならぬ」

又は「意見を求めなければならぬ」とする。

(二) 第四号の「人事に関する基準の設定」を削除する。

(11)

(三) 「当該大学の教育、研究及び運営に関する事項」とありの

を「当該大学の運営に関する事項」と改める。

(四) 「又は独立して」とあるのを削除するか、他の適当な表現にかえる。

(12)

(五) 但し書以下を削除する。

(六) 第三項第三号中「研究所」の次に「附属学校」を加える。

第十八 (議事)

(一) 議事は公開とする。

(二) 第三項に「但し、同一の事件に付して再度召集しても过半半数に達

しなればこの限りではない」と加える。

(三) 第三項を「商議會の 会議は商議員の過半数が出席しなければ開く

ことゝせよ」とし、又その議事は出席者の過半数の賛成を以て決する

と修訂する。

(四) 第一項を削除する。

第二十 (商議員の報酬及び費用弁償)

(一) 商議員はより取給を行ふために要する費用の弁償を受けること。

(三) 評議員の報酬及び費用年償のその他の予算的措置を講ずること。

第三章 第二節 評議会

第二十二 (評議員)

(一) 評議員となる「各学部の教授二人」を大学の事情によつては三人又は四人にまで増員しうることにする。

(二) 各学部の教授のみならず、教授以外の者も加えるか（必要的構成員として）

(ハ) 助教授

(ニ) 助教授及び専任講師

(イ) 各学部の教授会において互選したものの二人乃至五人

(三) 各学部の教授三人、教授以外の者二人

(ウ) 各学部の教授、助教授、専任講師より二人

(エ) 当該学部の教授、助教授、講師のうちから選出すること。

(ト) 当該学部教授会の構成員

(ク) 学部から選出される評議員は学部教授会の代表者であることを明

記す。——各学部の教授会の代表者若干名。

(四) 研究所長

(五) 第三項に、次のような取に於ける者を加えること加わさるうにする。

(14)

(ハ) 附属病院長

(ニ) 厚生補導部長（学生部長、教務部長）

(イ) 分校主事（一般教養担当）

(ロ) 附属学校の長

(ウ) 附属研究施設の長

(エ) 事務局長

(オ) その他重要な職

(四) 「附置研究所」とあるを單に「研究所」と改める。

第二十三 (教授及び評議員の任期)

(一) 評議員の任期を一年とする。

(二) 評議員の任期は三年とする。再任は妨中なりが引き續き六年以上在

(15)

はありき。

(4) 一項中「方針を決定すること」と「方針決定につき協議すること」に改める。

第三十六 (議事及運営)

(第一集 第二集 第三集 参照)

第三章 第三節 教授会

第三十八 (組織)

(一) 第一項に「リ」

(1) 第一項を「リ」の教授、助教授、専任講師とする。

(2) 全教授及全助教授とする。

(3) 学部全教授と各学部より選出せられた助教授一名とする。

(二) 第二項に「リ」

(1) 「学部長と教授」の次に「及び各学部より選出せられた助教授」を加える。

(2) 「専任講師」の次に「その他の教員」を加える。

(3) 「助教授及専任講師」の次に「その他教授、助教授に準ずるもの」を加える。

第三十九 (審議すべき事項)

(一) 次の事項を加える。

(1) 当該学部の予算運営に関する事項
(各学部より予算に関する事項)

(2) 入学を許可する学生の定員数に関する事項

(3) 事務職員、技術職員の高に及する免取、転任及び解任に関する事項

(4) 第一項「教員の採用及び昇任に関する事項」と「教員の採用及び昇任その他の職務に関する事項」とする。

(5) 第二項「免取及転任」の次に「休職」を挿入する。

(6) 学部長、学生団体、学生活動及び学生生活に関する事項は、各学部共通事項とする。評議会の審議事項にすれば如何。

(7) 学生、教員、学生団体、学生活動及び学生生活に関する事項は、各学部部長と連絡すること。

(六) 第二号、第七号、第八号削除（第二十五に移した箇条上）

第二項として、教授会は、この法律又は他の法律に別段の定めがある場合を除く外、第二十五第一項第三号及び第九号に掲げる事項を審議し、意見を具申すること加へること。

(七) 第一号「学部長候補者」の「候補者」を削る。

第三十一（議事及び運営）

(一) 全文削除

(二) 第一項に但し書として次を附加する。

但し、教授会構成員の二分の一以上の要求があつた場合には議長は会議を招集しなげなければならない。

第三十一の二（代議員会）

(一) 教授会自体の運営に任せ法律に規定しない。

(二) 各地域毎の自主性を認めるべきで代議員制は不可。

第三十一の三として次を加える（雑則中、研究所の所員会議の條項を削る）

（研究所教授会）

一、国立大学の研究所に、教授会を置くこと。但し、研究所の事情により、評議会の議を経て、これを置かないこと加へる。

二、研究所教授会に關しは、学部の教授会に關する規定を準用する。

(20)

第三章 第四節 学長

第三十二（任命）

(一) 国立大学審議會の承認を経た上を削る。

(二) 「当該大学の教授、助教授、専任講師の選出に基りて文部大臣が任命すること」とする。

尚助手及び非常助員の意向をも反映させる期友と設けること。

第三十三（任期）

(一) 大体四年位が通算

(二) 「三年以上五年以内」と「三年以上」と改める。

(三) 「三年以内」とする。

(四) 「当該大学の定むる」とするにしようしは上むりにかゝるものか、下にそ

(19)

かゝるが不明確。

「学長の任期は、当該大学の定めるところによる。但し、再任を加えて十二年を超えたと加てない」と規定しては如何。

第三十四（取替）

（一）学長の取替を最高責任者たる实体に照らして明確にすること。

（二）本文及び附則一号を次のように改める。

学長は、この法律又は他の法律に別段の定めがある場合を除く外、
次に掲げる事項をつかさどる。

一、当該大学の教育、研究及び運営を総轄しその責に任ずる。

（四）附則第一号の「従い」を「基き」、「副り」、「依り」、「準據し」などの表現では如何

オニオミの方針を決定すること」を「方針決定につき協議すること」と改訂したりに関連して評議会によつて協議せられた方針に
とい、（依り、準據し）としては如何。

（一）事務局長（学生部長その他主要な事務職員）の人事につりて申あ

ことしを加える。

（三）オニオミを削除する。

（四）第五号は何処に申あるか不明。

第三章 第五節 雑則

第三十五（研究所の所員会議）

（一）「所員会議」は「研究所教授会」に改め、雑則から削つてオニオミの三とする。

「附置」という字句は止め「大学研究所」とする。

（二）一般教育を担当する機関は、学部を準じ「分校教授会」のような機関を設け教授会に関する規定を準用する。（このことを一添項設けて規定する。）

第三十六（学生代表との協議）

（一）この附則は、この法律に規定する要あり。

（二）学生代表との協議会を必ず設置するよう規定すること。また学生代表の選出方法も学生に委ねるべきであり実施に関する細目は両者の

協議にすること。

(四) 学生団体代表者との協議を義務とし、助手、特研生の代表者とも協議すべきものとする。

(四) 第二項を削除する。

(五) 第二項を削除し、第三項を第二項とし、同項中「学長は」の次に「評議会の議に基づき」を挿入。

(六) この項に付して学部長は学長を補導部長と協議する。

(七) 適当な方法を講ずること加へるものがあるのを的確な表現に改める。

附則

(一) 教授会不成立の場合の経過規定を設ける。

(二) 学部長に關する一節を設ける。

